

重要

令和7年度果樹経営支援対策事業（第2次）の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「優良品目・品種への改植又は新植」を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の公図を添付の上、役場農業振興課へ提出してください。

※交付決定時期は令和7年12月上旬を予定しています。樹木の伐採や資材の購入、業者との契約が可能となるのは交付決定後です。原則、令和8年春植えとなりますので了承の上、申してください。

要望しても、必ず交付決定されるとは限りません。事業着工は必ず交付決定後に行ってください。

※国からの正式な通知前にご案内しております。内容が変更となる場合がありますので、予め承ってください。

※申込み締切は令和7年7月22日（火）までとなっております。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から⑤のいずれかに該当する者）

- ① 認定農業者（果樹経営者のみ）※新たに果樹経営を開始する方は本事業の対象外です（認定新規就農者以外）。
② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の農業者
③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の農業者
④ 認定新規就農者
⑤ 産地協議会が認める生産者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

Table with 3 columns: 事業の内容, 補助率, その他の要件. Rows include 優良品目・品種への改植又は新植, (1) りんご改植, (2) 落葉果樹普通樹への改植, (3) 新植.

※わい化への改植 … トレリスは支柱の一部として、定額の対象経費とすることができます。

※超高密植栽培への改植…要望時に資材、施工費、土壌改良費等の見積書の提出が必要です。

*** ウラ面につづく ***

令和7年度 果樹経営支援対策整備事業（第2次）の実施要望書（優良品目・品種への転換）

I. 事業主体（農業者）の担い手要件

Table with 4 columns: 農業者氏名, 農業者住所, 電話番号, 果樹経営面積. Includes address: 印 鶴田町大字.

- ※担い手の区分 ① 認定農業者（果樹経営者のみ）新たに果樹経営を開始する方は本事業の対象外です
② 本人又は後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者
③ 本人又は後継者が65歳未満でエコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の者
④ 認定新規就農者
⑤ 産地協議会が認める生産者

II. 事業の内容

Table with 5 columns: 園地番号, 園地の所在地, 実施面積, 転換元（伐採樹の現況）, 転換先（新たに植栽する内容）. Includes rows for 1-4 and a total row.

III. 消費税申告（〇で囲む）

Table with 2 columns: 課税事業者, 免税事業者. Includes options ① 本則課税, ② 簡易課税, ③ 免税.

■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと。

優良品目	優良品種（助成の対象となる品種）
りんご	ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、恋空、星の金貨、春明21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり25、ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はつみ

※その他果樹の優良品種については要望書提出時にご確認ください

※ふじ系統、つがる系統の枝変わり品種等については要望書提出時にご確認ください

Ⅲ 申込み締切

令和7年7月22日（火）【厳守】

Ⅳ. 留意事項

- * 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園地のイメージをしっかりと固めて来てください。漠然と「この辺を1反歩」などでは、実施計画が作れません。実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。
- * 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円をお支払い頂きますので、通帳と銀行印を持参してください（途中でキャンセルとなった場合でも返金されません）。
- * 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますのであらかじめご了承ください。
- * 改植事業の着工（りんご樹の伐採や抜根）が可能となるのは、原則として令和7年産の収穫が終わってからとなります。（事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。）
- * 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。苗木の領収書（品種・本数記載）が必ず必要となりますのでご注意ください。
したがって、事業実施者は経費の全額を一度自己負担する必要があります。
（ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可）
- * 補助金の交付は、令和8年9月下旬の予定です。

果樹未収益期間支援事業について

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植・新植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

Ⅰ. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

Ⅱ. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
果樹経営支援対策事業により改植・新植した園地の未収益期間を支援	定額：22万円/10a (5.5万円/10a×4年分)	下限面積：2a 同一人物が複数園地を改植した場合、改植面積をまとめることができる 複数年の面積合算は認められない